

放送の同時配信等に関する諸外国の制度概要①

参考資料8

※令和元年度文化庁委託調査（2020年3月）の結果をもとに文化庁において作成
※アメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・韓国・日本の状況を整理

1. 放送や同時配信等の位置付け・区分

- 各国とも、放送・通信法上の位置付けと著作権法上の位置付けは一致している。
 - 著作権法上における「放送」とそれ以外の配信について、イギリス・フランス・ドイツでは、「放送・同時配信」と「見逃し配信・VOD」で区分しており、韓国・日本では、「放送」と「同時配信・見逃し配信・VOD」で区分している（アメリカは、明確な定義・区分なし）。
- (※) この定義・区分と、著作権法上の権利の在り方は必ずしもリンクするものではない。

<著作権法における「放送」とそれ以外のサービスの区分> ※放送・通信法上の区分と一致

	放送（地上波）	同時配信	見逃し配信	VOD
アメリカ	放送等について明確な定義はない			
イギリス	放送		放送ではない	
フランス	放送		放送ではない	
ドイツ	放送		放送ではない	
韓国	放送		放送ではない	
日本（現状）	放送		放送ではない	

放送の同時配信等に関する諸外国の制度概要②

2. 著作権法上の権利の在り方（許諾権・報酬請求権）

- 「**著作権**」及び「**映像実演**」については、各国とも**全て許諾権**を付与（条約上の義務）。
- 「**レコード**」及び「**レコード実演**」については、**各国によって制度が異なるが、同時配信（条約上は報酬請求権で可）に関して許諾権を付与している国も多い**（放送に関して許諾権を付与している国も存在）。**見逃し配信・VOD**に関しては基本的に**全て許諾権**を付与。

< 「レコード」及び「レコード実演」に関する権利の在り方 >

		放送（地上波）	同時配信	見逃し配信	VOD
アメリカ		権利なし	許諾権		
イギリス	レコード	許諾権			
	レコード実演	報酬請求権		許諾権	
フランス		※ラジオの放送・同時配信は報酬請求権		許諾権	
ドイツ		報酬請求権		許諾権	
韓国		報酬請求権	許諾権		
日本（現状）		報酬請求権	許諾権		